

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会 報告書(案)

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方について
--- 新競争促進プログラム2010 ---

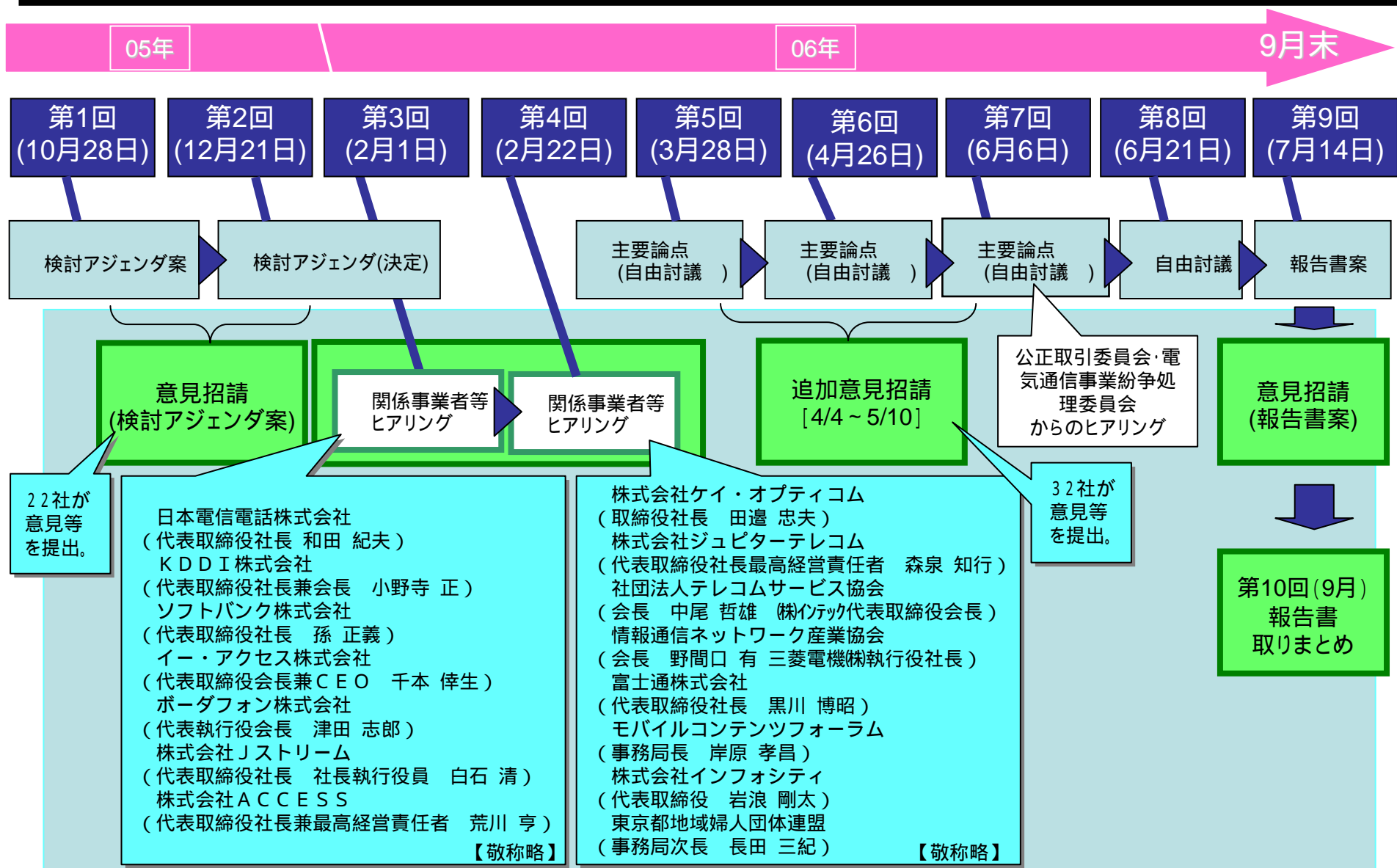
要 旨

2006年7月

総務省総合通信基盤局

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会

本懇談会(座長 林敏彦放送大学教授)は05年10月以来、計9回の会合を開催し、本年7月、報告書案を公表。意見招請を踏まえ、本年9月に報告書を取りまとめる予定。



報告書(案)の構成

1. IP化の進展に伴う競争環境の変化と競争ルール見直しの必要性

- (1) IP化の進展に伴う競争環境の変化
- (2) 競争環境の変化に対応した競争ルール見直しの必要性

2. IP化の進展に対応した競争政策に関する基本的考え方

- (1) IP化の進展に対応した競争ルールの運用原則
- (2) 検討に際しての時間軸

3. 今後の接続政策の在り方

- (1) 設備競争とサービス競争の適正なバランス
- (2) 接続政策に関する基本的視点
- (3) 指定電気通信設備制度の在り方
- (4) NTT東西の次世代ネットワーク構築に係る環境整備の在り方
- (5) 第一種指定電気通信設備に係る会計制度の見直し
- (6) 接続料算定の在り方
- (7) 接続形態の多様化への対応の在り方
- (8) MVNOを含む移動通信市場における競争促進の在り方

4. 今後の料金政策の在り方

- (1) 料金政策に関する基本的視点
- (2) プライスキャップ規制の在り方
- (3) 新しい料金体系への対応の在り方

5. ネットワークの中立性の確保の在り方

- (1) ネットワーク構造とネットワークの中立性
- (2) ネットワーク利用の公平性
- (3) ネットワークのコスト負担の公平性

6. その他の検討すべき政策課題

- (1) 端末レイヤーにおける競争促進の在り方
- (2) 紛争処理機能の強化
- (3) ユニバーサルサービス制度の見直し
- (4) 市場退出ルールの明確化
- (5) その他行政に求められる事項

7. 新しい競争促進プログラムの策定に向けて

IP化の進展に伴う競争環境の変化

競争環境の変化

- (1) ブロードバンド化の進展
- (2) 水平的市場統合の進展
- (3) 垂直的市場統合の進展



本懇談会のミッション

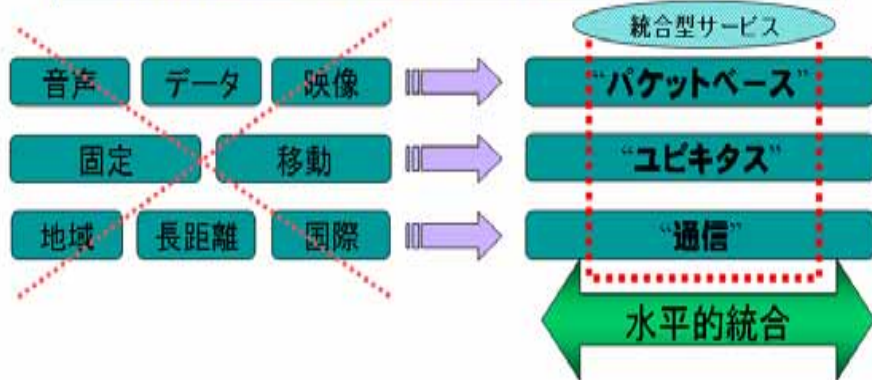
2010年代初頭をマイルストーンとして、IP化の進展に対応した競争モデルについて、検討のロードマップを明確化。

イントラモダル(市場内)競争からインターモダル(市場間)競争へ

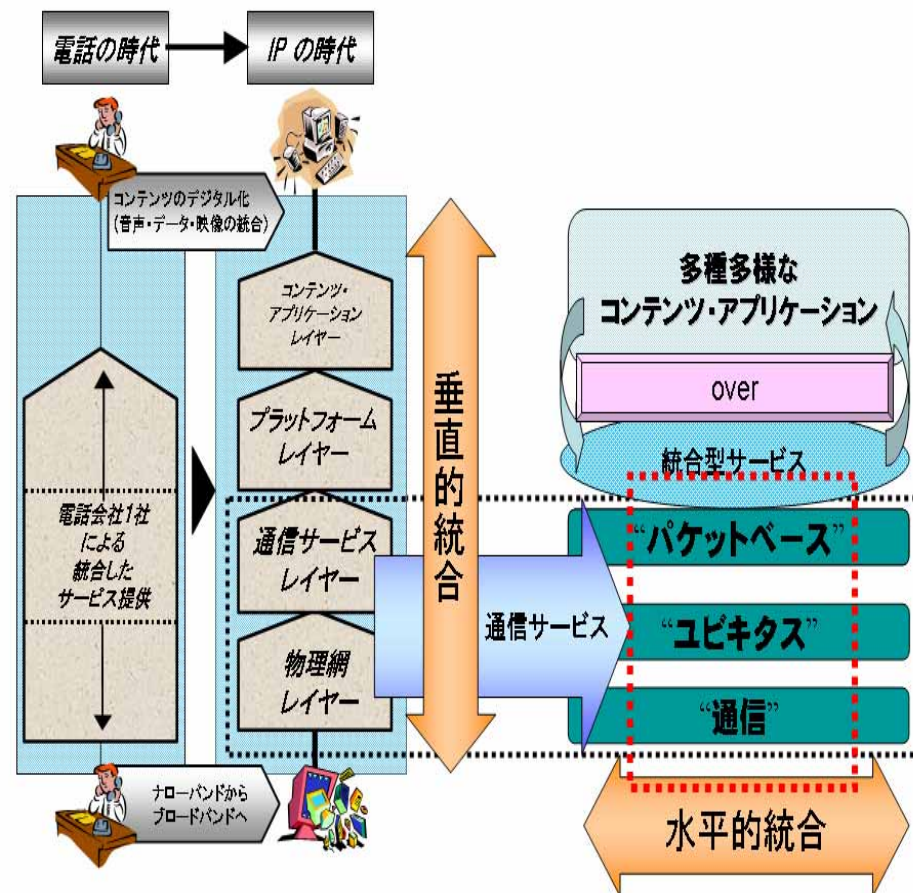
(例) FMC(Fixed and Mobile Convergence), 通信と放送の融合

PSTNからIPの時代へ
("Everything over IP"の時代)

市場構造の劇的な変化 (パラダイムシフト)



ブロードバンド時代のビジネスモデルは垂直統合型へ進化



設備競争とサービス競争の適正なバランス

設備競争 (facility based competition)

各事業者が自ら線路設備などのネットワークを構築して競争

地域通信市場におけるNTT東西のシェア(加入者回線ベース)は依然として約94%。ボトルネック設備を保有することに伴う市場支配力濫用の可能性が存在。

	06年3月末	05年3月末
メタル	99.9%	99.9%
光ファイバ	78.6%	78.1%
全体	93.8%	94.7%

設備競争を促進するための環境整備を推進することが必要。

ボトルネック性が解消されたと認められる部分については柔軟にネットワークの開放義務を解除することを基本シナリオとして想定。

サービス競争 (service based competition)

ボトルネック設備を保有するドミナント事業者のネットワークを競争事業者に開放して競争を促進

接続ルールの整備

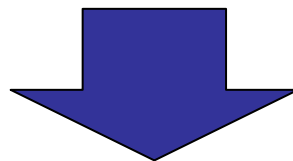
- 1) ボトルネック設備の柔軟な利用の確保
 - ・ 指定電気通信設備の範囲の適正化
 - ・ 競争事業者のニーズに対応したアンバンドル措置
- 2) ボトルネック設備の利用料(接続料)の適正化・低廉化
- 3) ボトルネック設備の利用条件の適正化
 - ・ NTT東西と競争事業者によるボトルネック設備への接続に係る同等性の確保
- 4) 市場構造の変化に対応した接続ルールの見直し

引き続き、NTT東西のボトルネック設備のオープン化を義務付ける接続ルールにより、事業者間の競争を促進。

市場実態に即して、設備競争とサービス競争の適正なバランスを図る。

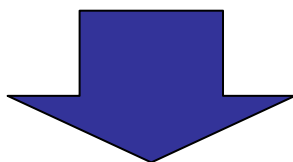
接続政策に関する基本的視点

累次にわたる接続ルール整備



接続ルール整備による競争促進効果

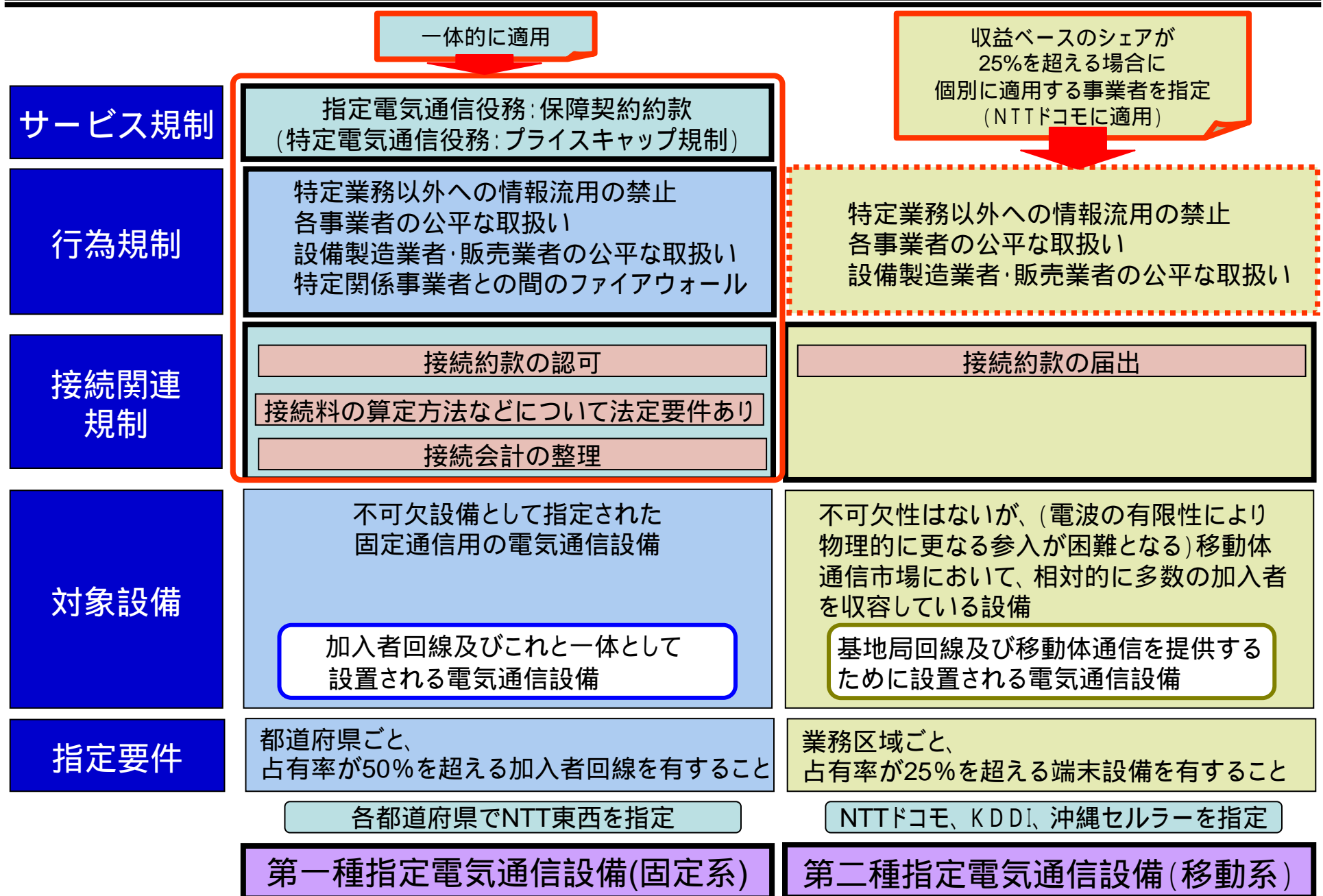
1. 地域通信市場、とりわけ**加入者回線市場における競争促進**
 - ・例えば、DSLに係るメタル加入者回線のアンバンドル化・コロケーションルールの整備
2. **アンバンドル・コロケーションの整備**による、NTT東西と競争事業者による設備競争の範囲の拡大
3. **接続料の適正化・低廉化**を通じた通信サービス全般の低廉化
4. **接続ルールの策定と運用の有機的連携**
 - ・電気通信事業紛争処理委員会の設立(01年11月)
5. **接続ルール策定における透明性の確保**・関係事業者の挙証責任の明確化



接続政策の基本的方向性

NTT東西のボトルネック設備のオープン化による事業者間の競争促進
設備競争とサービス競争を二本柱として競争促進を図り、ボトルネック性が解消したと認められる部分については柔軟にネットワーク開放義務を解除。

指定電気通信設備制度の枠組み



NTT東西とNTTドコモの連携に関する公正競争の確保

基本的考え方

NTT東西とNTTドコモの連携によるFMCサービスの提供は、市場統合が進む中、利用者利便の向上を図る観点から見て、基本的に望ましい。

他方、両者ともに指定電気通信設備を保有する事業者であることから、両者の市場支配力が結合することにより、双方の市場に競争阻害的な要素が拡大する懸念。

公正競争確保措置が必要

公正競争確保の在り方 (3つの事業形態を想定)

1) 事業者間接続型

NTT東西・NTTドコモは、それぞれ他事業者からの接続申込みに対しても同等の条件での接続が必要。

共同営業

活用業務
認可
が必要

2) MVNO活用型

MNO(ドコモ)はMVNO(NTT東西)以外にも、同等の条件で卸役務の提供等が必要。

の原則禁止

活用業務
認可
が必要

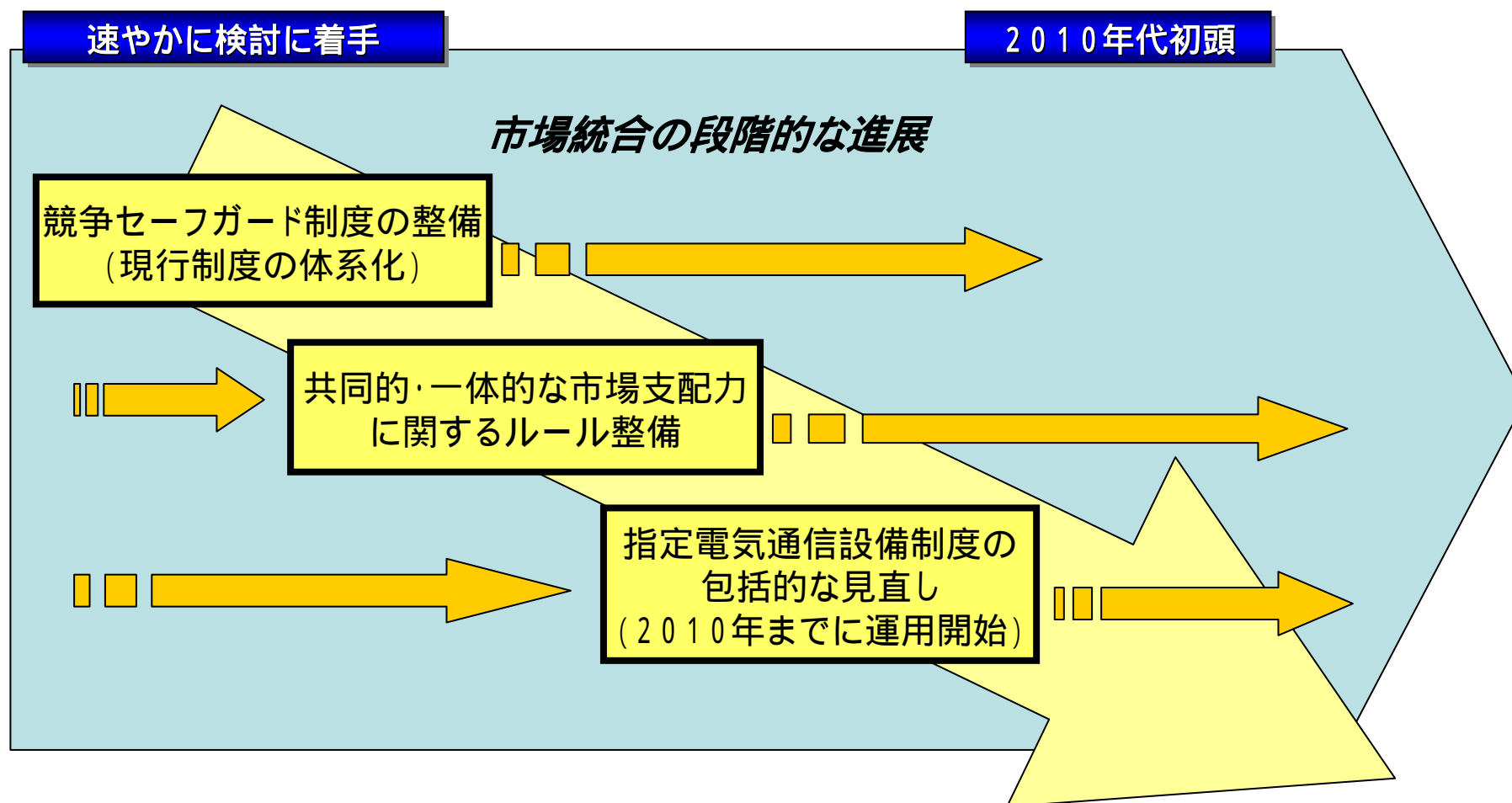
3) 設備共用型

認められない(可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築することが要請される)

政策の予見可能性の観点から、認可ガイドラインの見直し等の行なうことが適当。

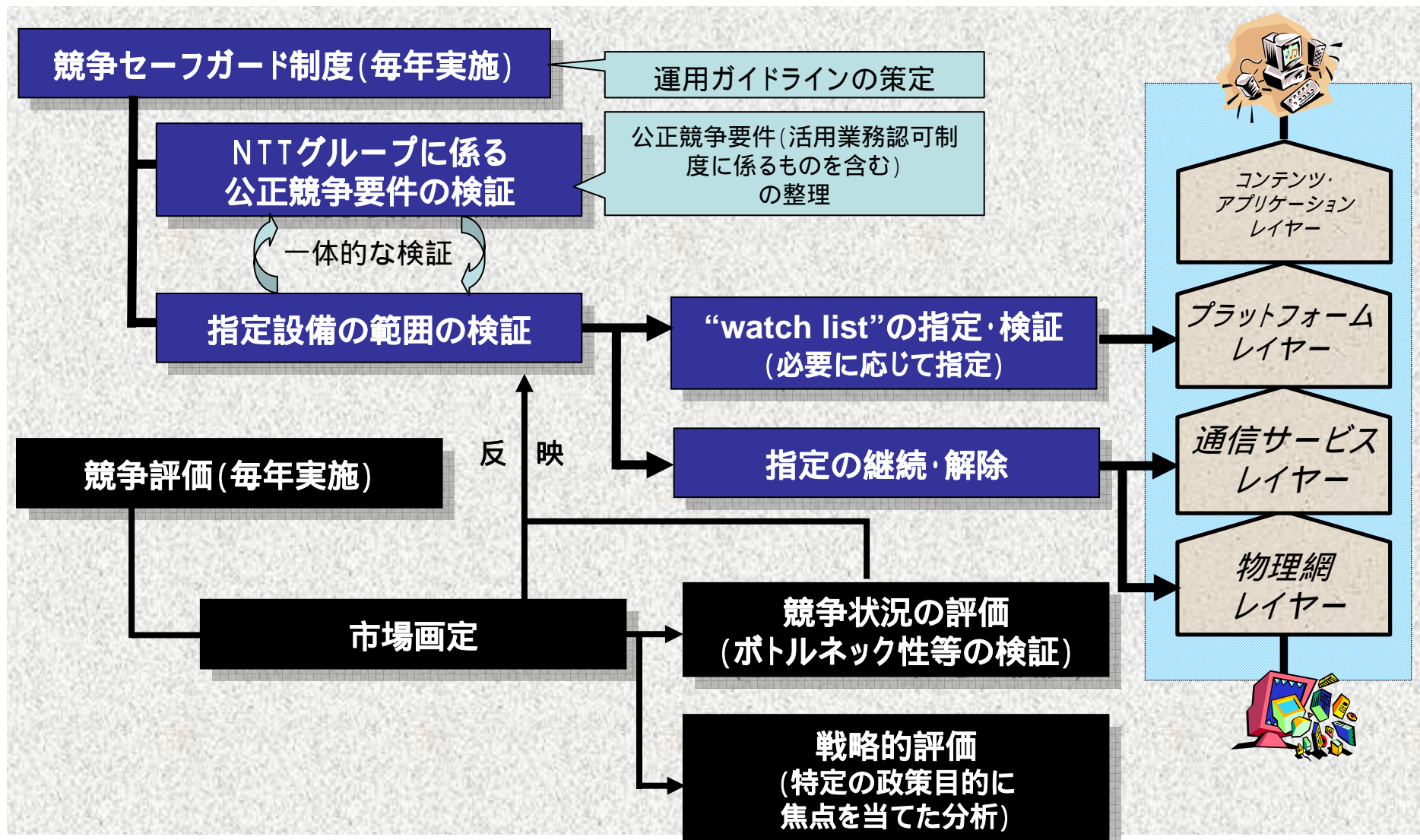
指定電気通信設備制度の見直しに向けたロードマップ

IP化の進展に伴って段階的に市場統合が進展する方向。
現行の指定電気通信設備制度についても、急速な市場統合の可能性を想定しつつ、現行制度の見直しについて速やかに検討に着手することが必要。

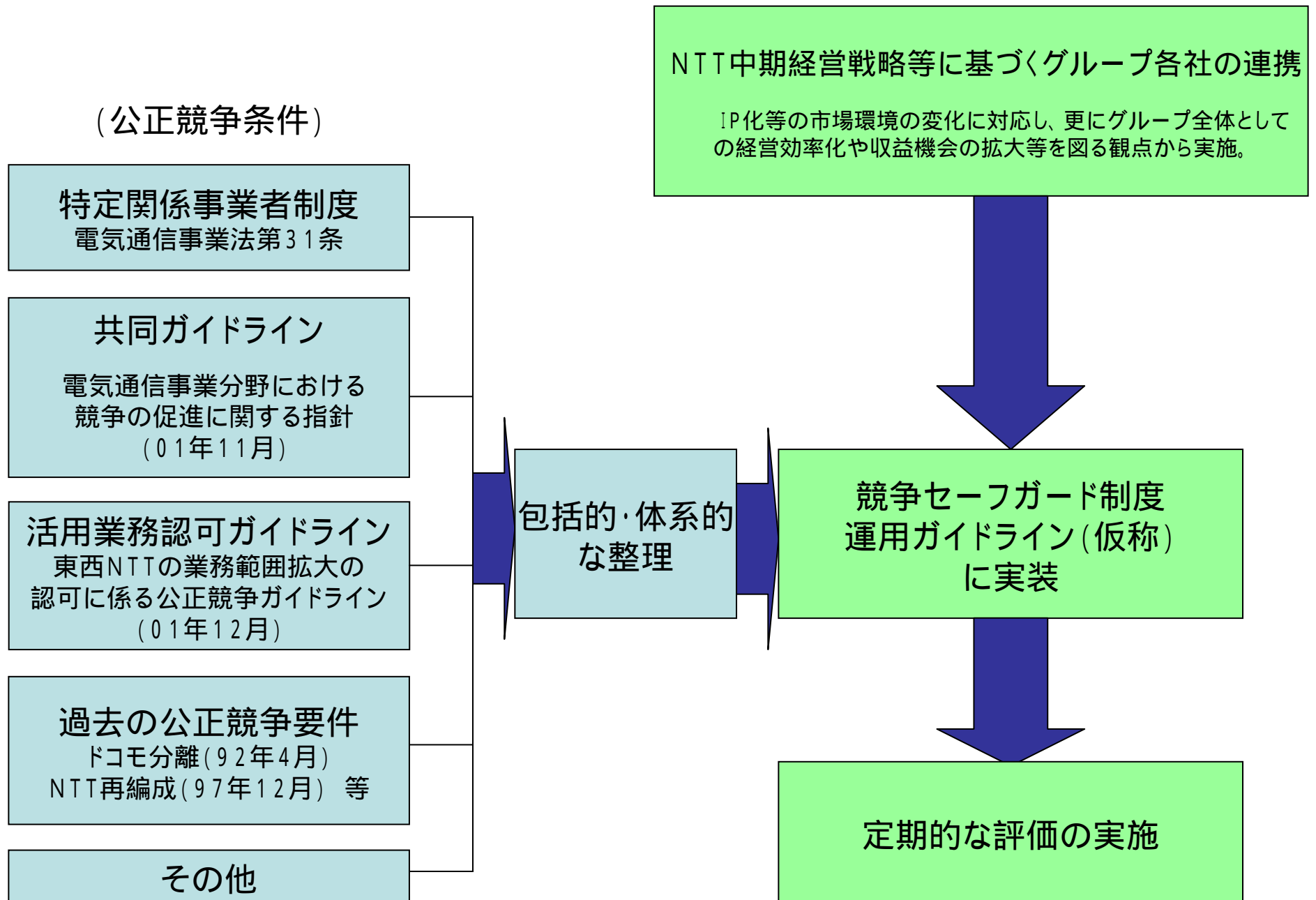


競争セーフガード制度の整備

NTTグループに係る公正競争要件を整理・体系化し、定期的に検証。
同時に、指定電気通信設備制度の対象となる設備について、プラットフォーム機能にも着目しつつ、定期的に検証。
これらにより、**包括的・体系的な競争セーフガードの評価を行ない得る仕組みを整備(07年度から運用開始)**。



NTTグループの連携に係る検証の在り方



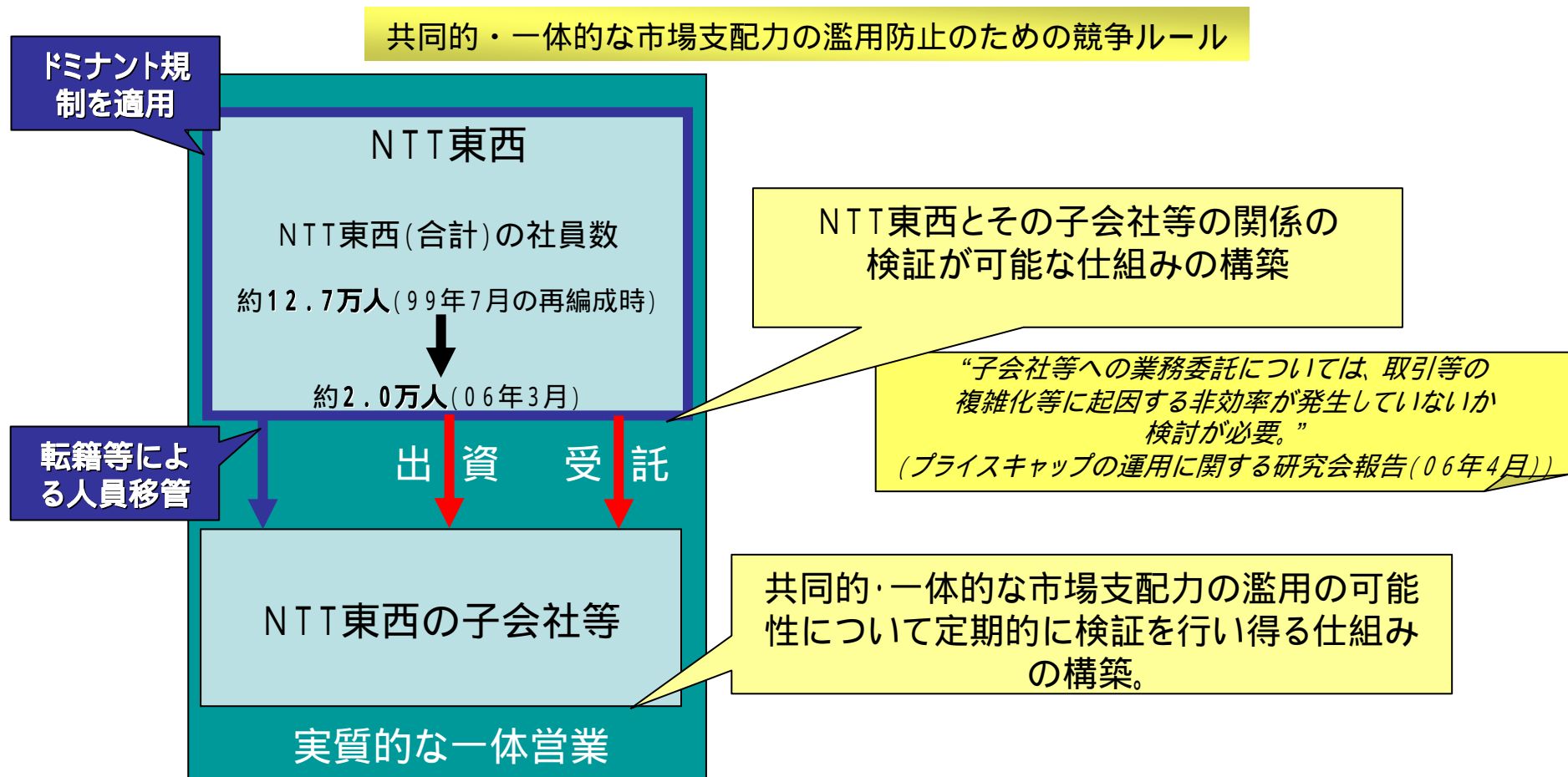
NTT東西とその子会社等の連携に関する競争ルール整備

基本的考え方

NTT東西が経営効率化等を目的として子会社等を設立し、これと連携（NTT東西から受託）して事業を行なう場合、結果として、ドミナント規制を回避することとなる可能性。

NTT東西とその子会社等の共同的・一体的な市場支配力等の可能性について、所要のルール整備が必要。

その際、両者の関係についても検証可能な仕組みであることが必要。



指定電気通信設備制度の包括的な見直し

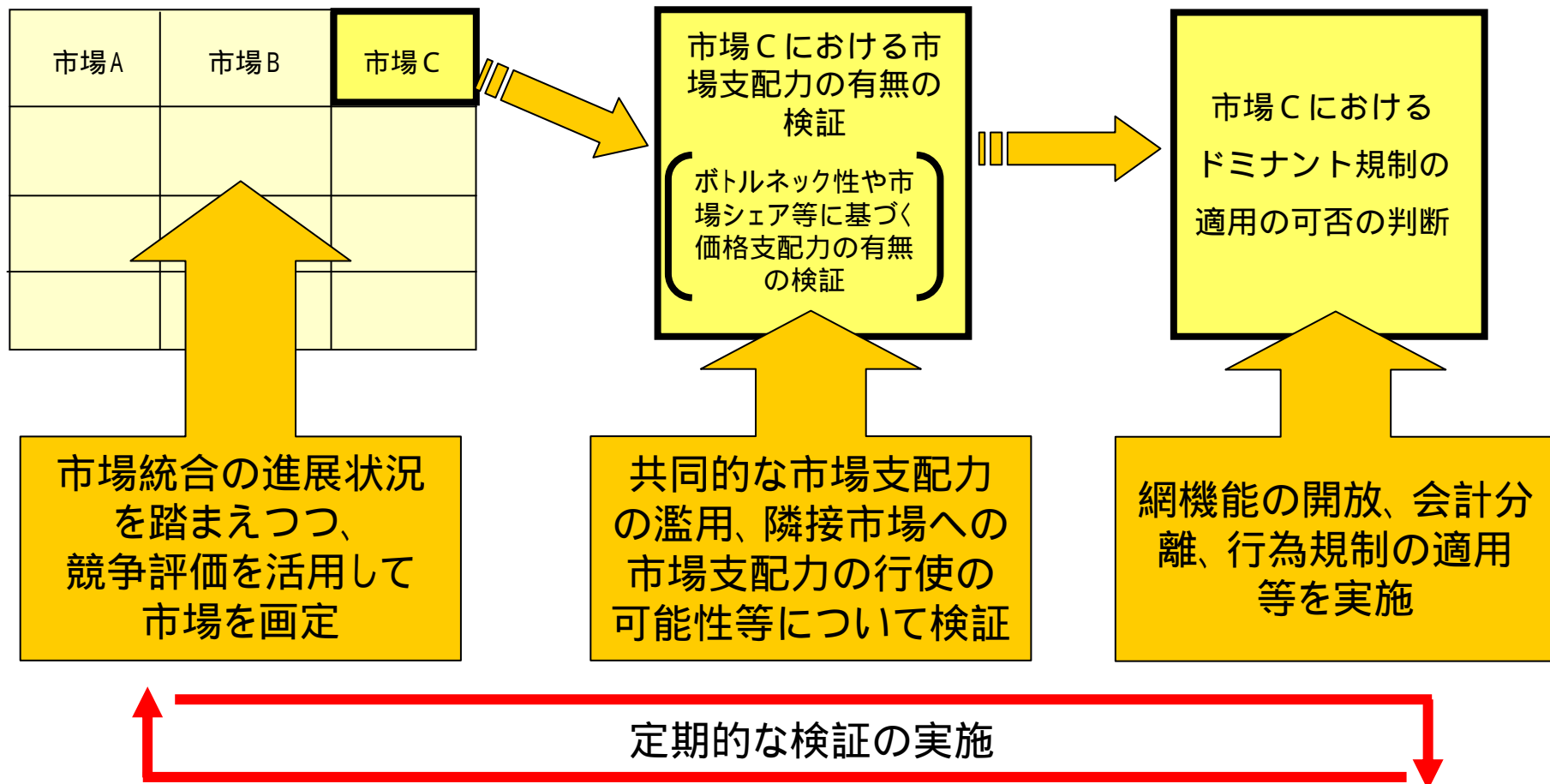
検討の方向性

市場統合の進展を踏まえつつ、現行の一種・二種の指定電気通信設備制度を包括的に見直し、

- ・競争評価に基づく市場画定
- ・各市場における市場支配力の有無の検証
- ・上記を踏まえたドミナント規制の適用の可否の検証

を一体的に実施可能な制度へと10年までに移行することを検討(競争評価についても法制上の位置付けを明確化)。

具体的なイメージ



その他の検討すべき課題(接続ルール関連)

競争事業者等から要望がある事項等について、早急に検討に着手し、速やかに結論。

コロケーションルールの見直し

NTT東西の局舎におけるコロケーション

中継ダークファイバに係るWDM装置の設置等を検討。
局舎スペースや電源設備等のコロケーションリソースについても、NTT東西に不合理な負担が生じないことを前提に検討。

電柱におけるコロケーション

電柱上に接続箇所が追加された場合、コロケーションルールの整備が必要。
その際、電柱使用料については、例えば、光引込線の接続料の算定に用いられている1芯当たりの料金を基礎として設定することが適当。

宅内配線工事に関するルール整備

NTT東西は、引込線敷設工事と宅内配線工事を一体的に実施可能であるのに対し、競争事業者は、2回に分けて実施せざるを得ない。

NTT東西が接続事業者に代わって工事を行う場合の条件をルール化することが適当。

回線名義人情報に関する取扱い

NTT東西の電話サービスに重畳してADSLサービスを提供しようとする場合等において、NTT東西の電話サービスの契約者(回線名義人)が不明なため、ADSLサービスの契約等を締結できないケースあり。

競争事業者側で入力した回線名義人の正誤を自動的に判定するシステムの運用の改善等が必要

NTT東西の次世代ネットワーク構築に係る環境整備の在り方

次世代ネットワークのオープン性の確保

NTT東西の次世代ネットワークは、既存の物理網に立脚して、従来のネットワークを更新して構築されるものであり、競争事業者が同等の条件でNTT東西の次世代ネットワークを用いてサービス提供が行えるよう競争ルールを整備することが必要。(07年度下期に本格商用サービスが開始されることに鑑み、速やかに検討)

次世代ネットワークについては、接続ポイントの集約化や伝送容量の飛躍的拡大の実現により、アクセス網はもとよりコア網においても、従来以上に規模の経済性や範囲の経済性が働き、市場支配力が高まる可能性。

取組みの方向性

NTT東西が本格商用サービスの開始を07年下期に開始することとしていることに鑑み、総務省において、次世代ネットワークの接続ルールに関する検討の場を設置。

検討結果は適宜取りまとめの上、ルール化が必要なものについては、情報通信審議会に随時諮問し、速やかに結論。

留意すべき事項

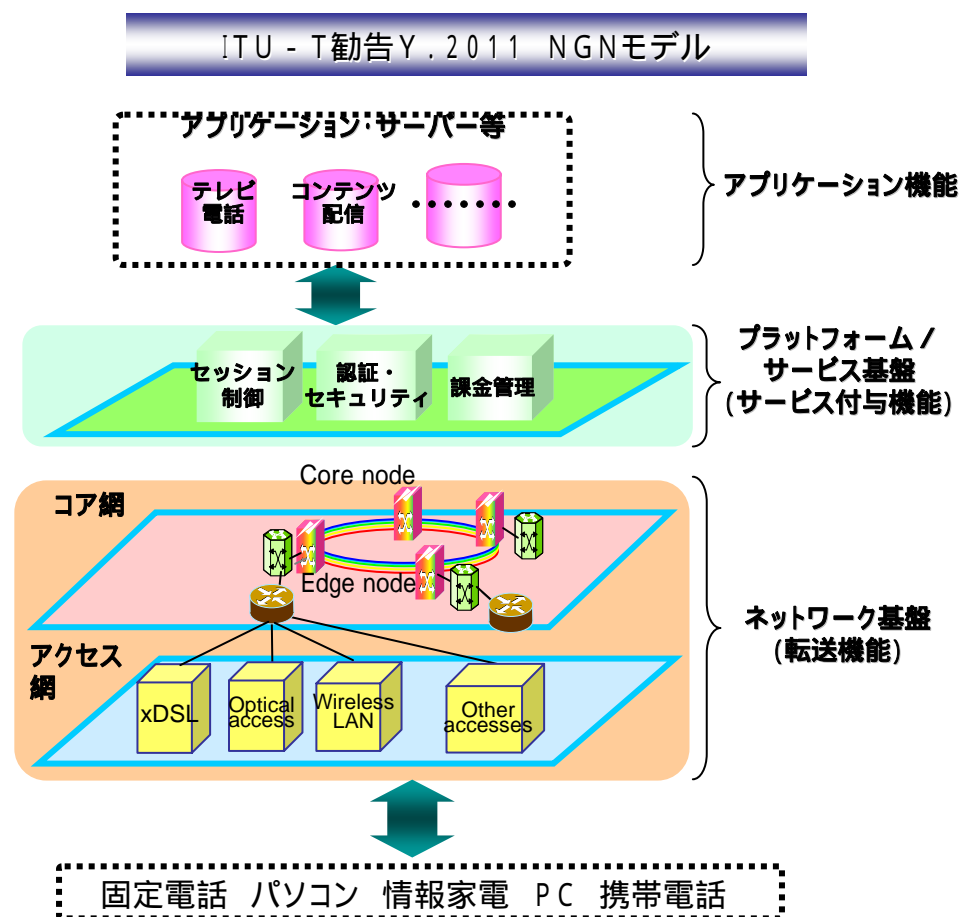
映像配信プラットフォーム等のオープン性の確保

活用業務認可制度の再検証

・認可条件である公正競争要件の確保

・”活用”業務の制度趣旨の再検証

・活用業務認可により制度趣旨が相対的に失われていく可能性



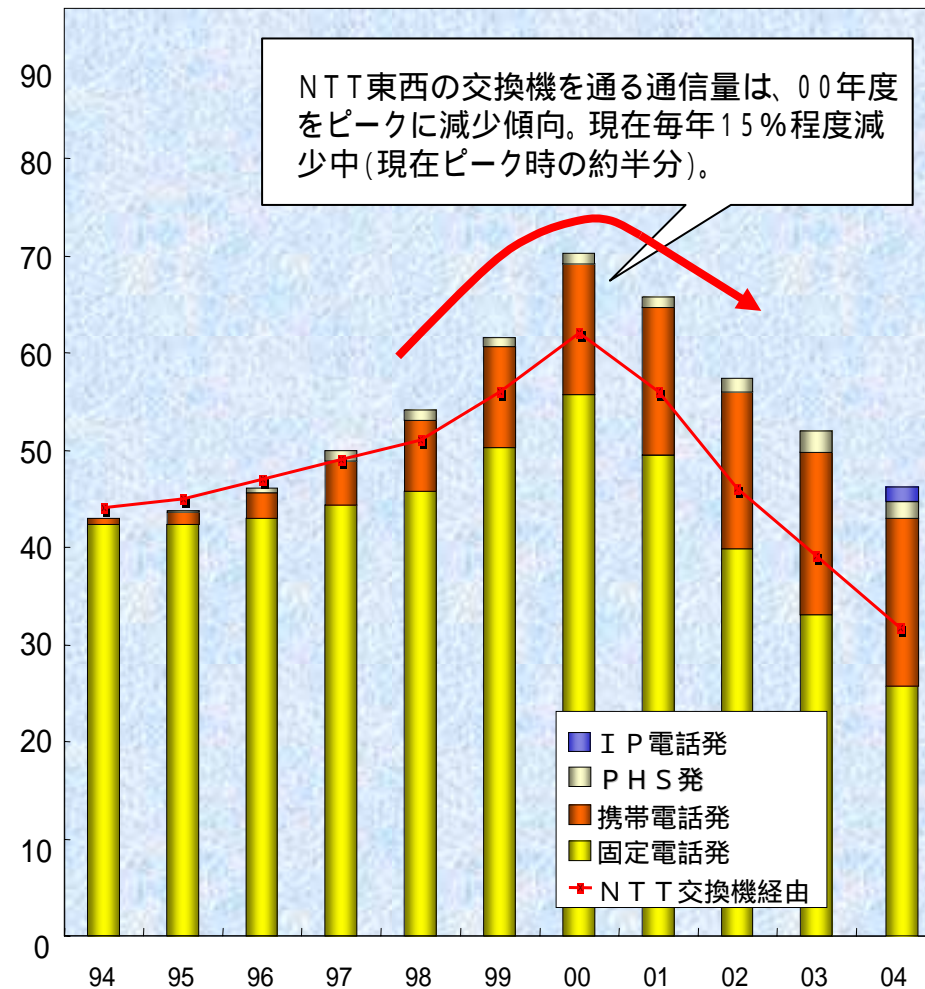
PSTNの接続料の在り方

PSTN接続料について、

- ・本来のコスト以上に低位に据え置くことはIP化の進展を必要以上に遅らせる可能性。
- ・他方、現行算定方式では、トラフィックの減少等を直接的に反映すると、接続料の上昇が小売料金の上昇を招き、10年代初頭段階においても相当数存在すると見込まれるPSTN利用者が不利益を被る可能性。

(億時間)

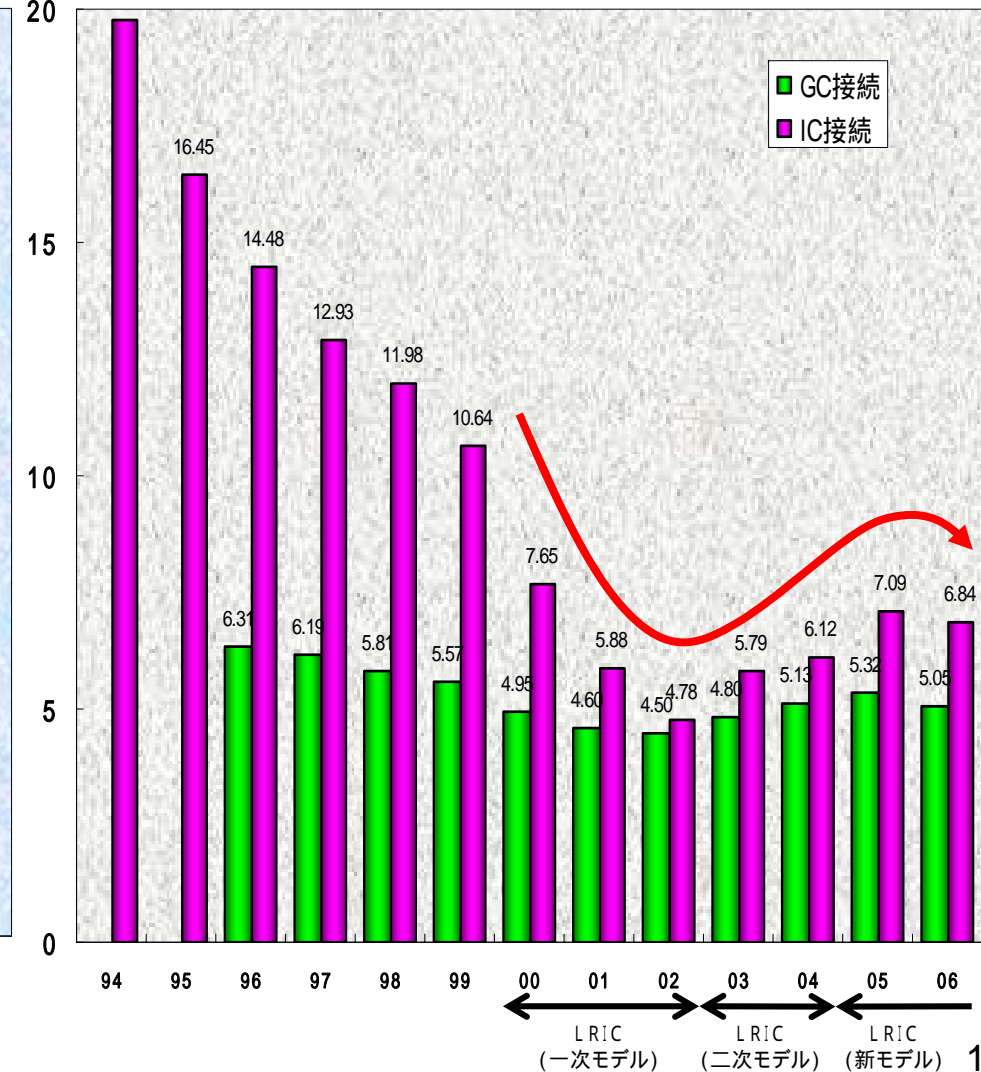
【通信量の推移】



(円/3分)

【接続料の推移】

[3分換算料金 単位:円]



PSTNの接続料の検討の方向性

PSTN接続料について、09年度までNTSコストの付け替えが行われることが想定されるため、09年度までの期間と10年度以降の期間の2つに分け、同時並行的に検討することが適当(情報通信審議会に諮問、07年中に結論)。

09年度までの接続料の算定方法

(現状認識)

通信トラフィックの減少基調に大きな変化がなければ、09年度までは接続料の大幅な上昇は見込めず。

他方、NTTの経営合理化が進展していること、設備投資が更改分に限定されること等により、実際費用は長期増分費用を上回る速度で減少する可能性。

(検討の方向性)

LRIC方式の算定プロセスの透明性を支持する意見が存在し、現行LRICモデルにおける入力値の入替えやモデル改修によるコスト低減の余地が存在。

このため、**両方式による費用額の相違がそれほど大きいものでない限り、09年度までは現在のLRIC方式を維持する方向で検討することが適当。**

10年度以降の接続料の算定方法

(検討の方向性)

複数の選択肢について、採用するメリット及びデメリットを比較考量することが適当。

(考えられる選択肢)

1) LRIC方式の継続(モデル改修)

・モデル改修に一定の限界。激変緩和の観点から、PSTN + 光IP電話の費用及びトラフィックを加味する算定方法

2) 実際費用方式

- ・PSTN + 光IP電話の費用及びトラフィックを加味する算定方法
- ・トラフィックの動向に依存しない定額接続料方式による算定
- ・09年度接続料をベースにCPI連動により名目値を固定するプライスカップ方式

3) ビル&キープ方式

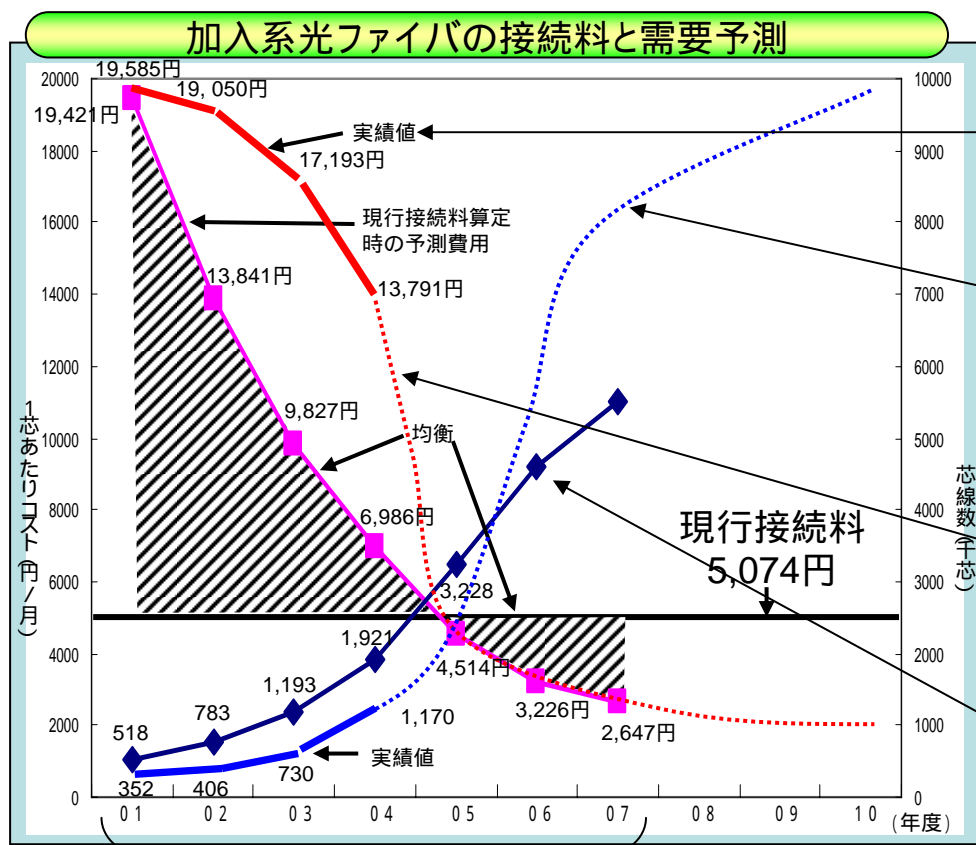
・NTT東西と競争事業者のトラフィックが事業者により大きく異なる現状において、採用は困難。将来的な検討課題。

東西均一接続料の見直し等について、併せて検討が必要。

光ファイバに係る接続料について検討すべき課題

具体的な接続料水準の変更については、当事者たるNTT東西による接続約款の変更認可申請を
 まって、下記のような検討課題について対応していくことが望まれる。

上記の約款変更は、変更すべき合理的な理由があれば、適宜、行政当局に対して認可申請を行う
 ことは可能。



実績コストの精査 実需要に見合う投資と先行投資とに分けて検討することが必要。

稼働芯線数の検証 NTTは2010年時点のFTTHサービス加入者に相当する稼働芯線数について「現時点で具体的な計画は策定していない」としているが、接続料見直しに際しては稼働芯線数について検証が必要。

光ファイバ耐用年数の再検証 現行算定基礎である法定耐用年数(10年)を引き続き使用するかどうか再検証が必要。

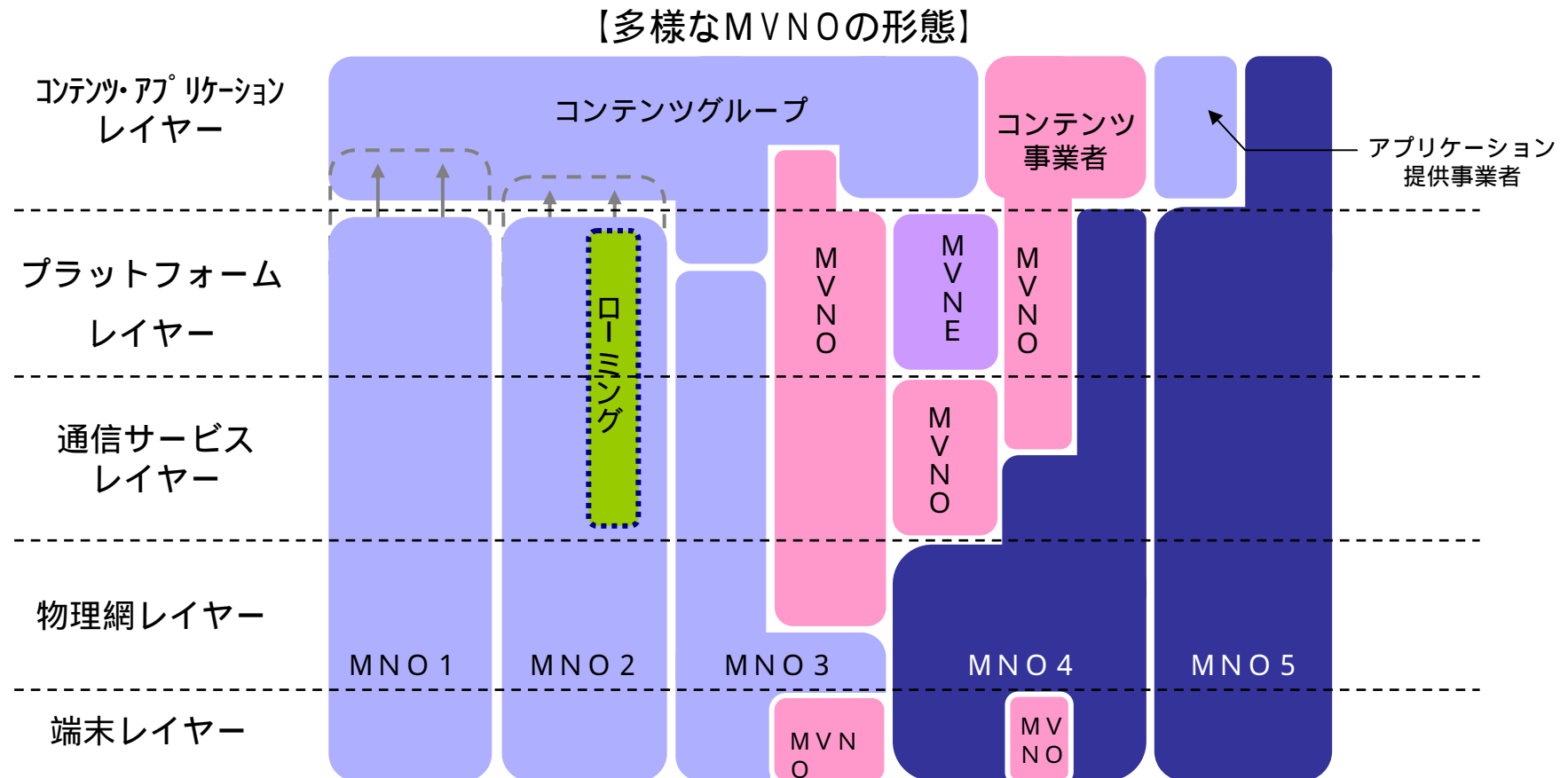
競争事業者による設備投資リスクへの対応 競争事業者の要因により将来需要の予測と実需要が乖離した場合の取り扱いについてルール化が必要。

将来原価方式の採用 依然として相当のFTTHサービスに対する需要が継続的に見込まれるため、引き続き将来原価方式の採用が適当。

MVNOを含む移動通信市場における競争促進の在り方

MVNO (Mobile Virtual Network Operator) は自らは無線設備を設置しないで通信サービスを提供。MNOは単に通信サービスを提供する枠を越え、音楽・ゲーム配信などのコンテンツ・アプリケーションレイヤーへの進出、金融サービスとの連携など、垂直統合型のビジネスを展開。MVNOとして他業態から移動通信市場への参入を促し、新しいビジネスモデルの登場を期待。MNOとMVNOとの”win-win”の関係を構築(両者の関係は、”接続”または“卸電気通信役務”)。

06年中を目途に「MVNO事業化ガイドライン」を改正(例:“接続拒否”事由の明確化など)し、MVNO市場の健全な発展を促す。



ネットワークの中立性(network neutrality)の確保

ネットワークの中立性 (利用者の視点)

1. 利用者がIP網を柔軟に利用して、コンテンツ・アプリケーションレイヤーに自由にアクセス可能であること。
2. 利用者が技術基準に適合した端末を、IP網に自由に接続し、端末間の通信を柔軟に行うことが可能であること。
3. 利用者が通信レイヤー(物理網レイヤー・通信サービスレイヤー)及びプラットフォームレイヤーを適正な対価で公平に利用可能であること。

(注)利用者(エンド側)には、エンドユーザのみならず、コンテンツプロバイダー等のIP網を利用して事業展開を行う事業者もこれに含まれる。

ネットワークの中立性を確保するための政策評価パラメータ

ネットワークの利用の公平性

通信レイヤーの
他のレイヤーに対する中立性

ネットワークのコスト負担の公平性

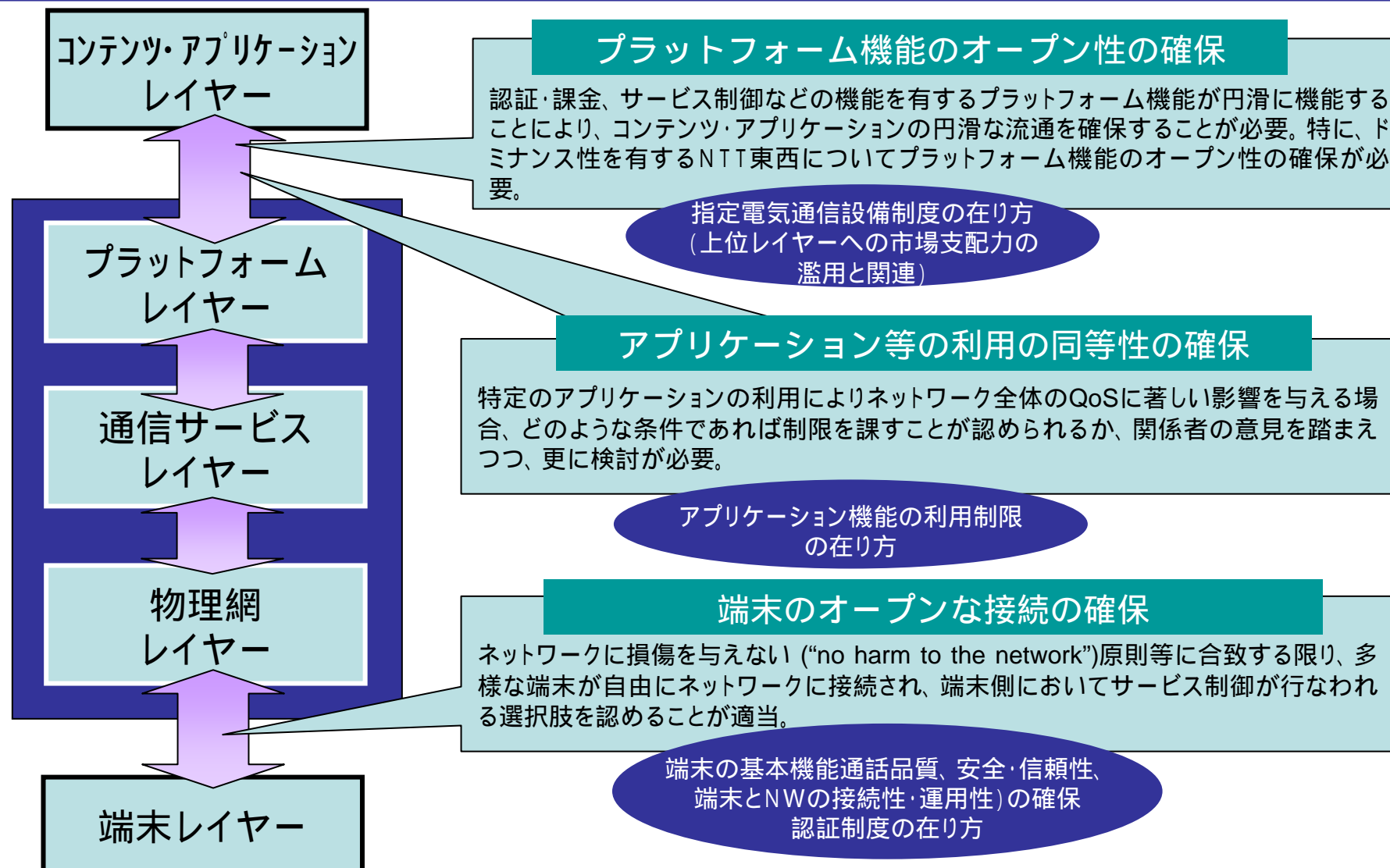
通信網増強のための
コストシェアリングモデルの中立性

それぞれのパラメータについて、具体的な政策を総合的に展開

“ネットワーク利用の公平性”を巡る検討課題

ネットワーク側とエンド側の双方が通信制御等の機能を持ち得る柔軟な形態(柔軟なインテリジェンスの実装形態の確保)が指向されるべき。

その場合、あるレイヤーの機能が他のレイヤーの機能によって実質的に制御・支配されることを回避する(各レイヤー間のインターフェースのオープン化を図る)ことが適当。



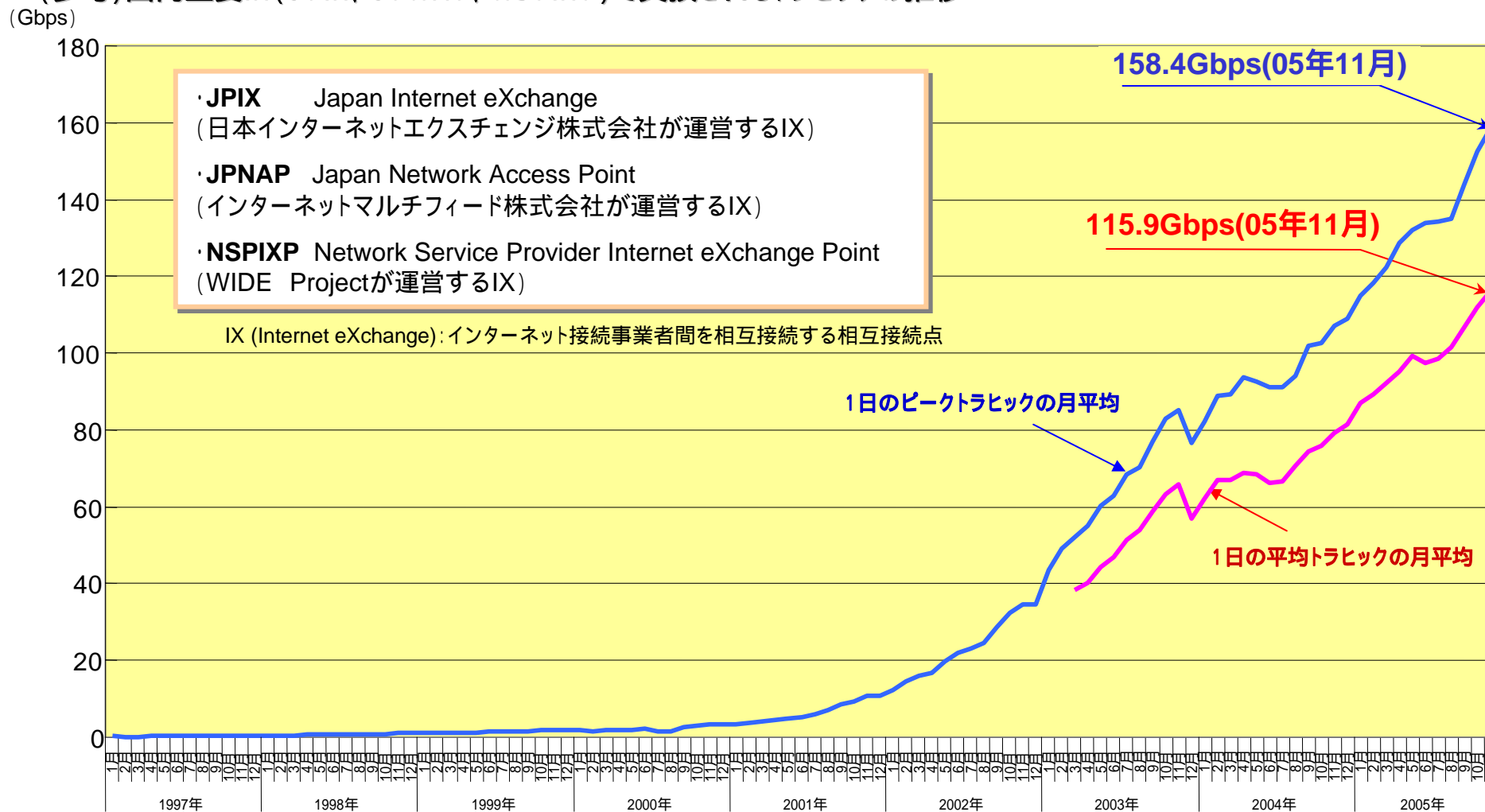
“ネットワークのコスト負担の公平性”を巡る議論の背景

我が国のブロードバンド契約者のトラフィック総量(注)は、05年11月時点で486 Gbpsと推計。これは、04年11月時点(324 Gbps)と比べて約1.5倍の増加。

(注)04年11月より、半年ごと(5, 11月)に、国内主要IXで交換されるトラフィック量等を基にブロードバンド契約者のトラフィック総量を推計。

このようなトラフィックの急増に対応するため、通信事業者における設備増強の必要性が増大。

(参考)国内主要IX(JPIX、JPNAP、NSPIXP)で交換されるトラフィックの推移

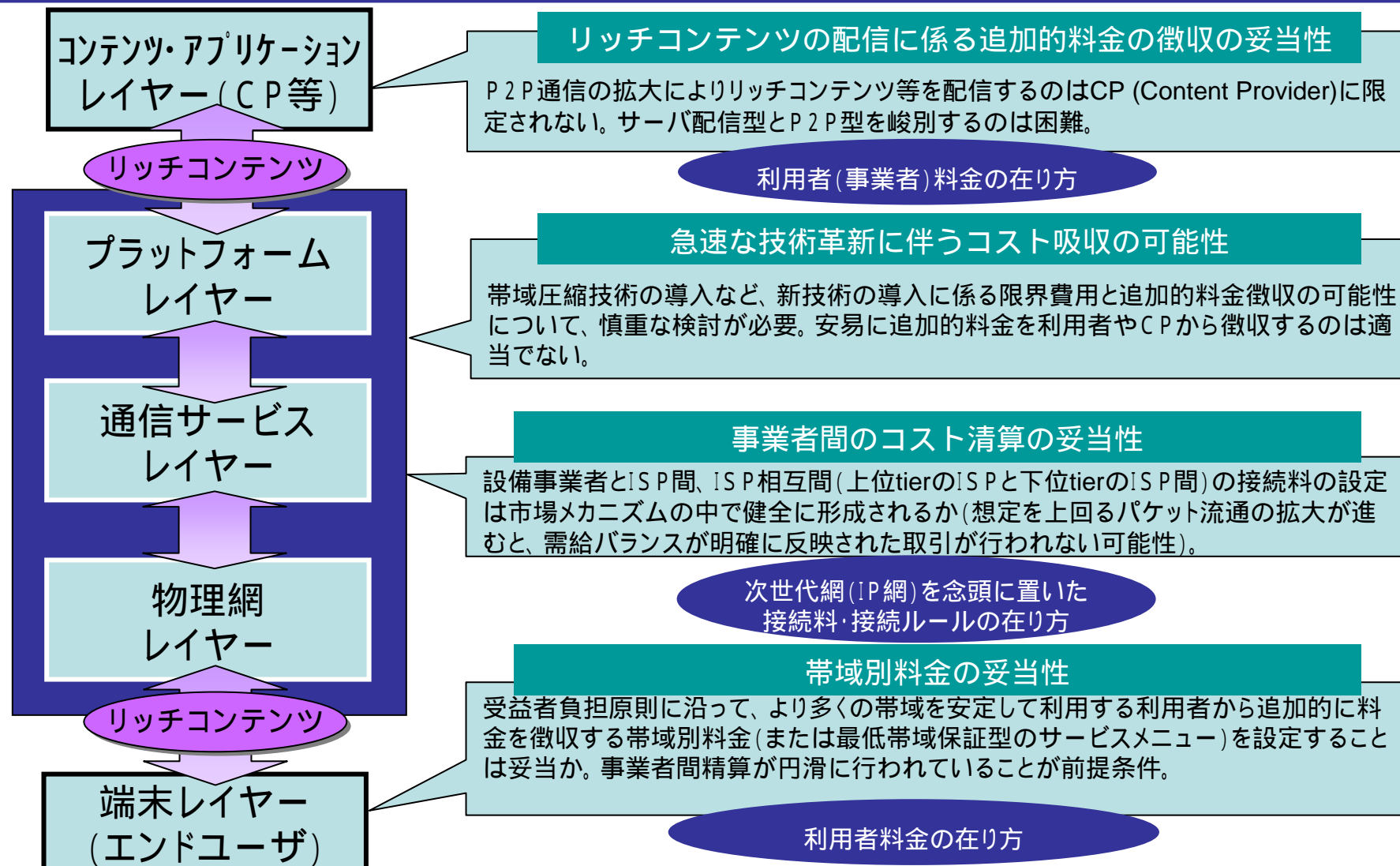


“ネットワークのコスト負担の公平性”を巡る検討課題

垂直統合型ビジネスモデルでは多様な機能がモジュール化され、これらの機能が組み合わされる形で提供される。IP 網においては自律的なルーティングが行なわれることが原則であり、かつ各ルートごとのパケット通信量を明確に捕捉することは困難。

他方、ブロードバンド基盤の整備に伴い、パケット通信量は映像等のリッチコンテンツの急増とともに増加。

IP トラフィックの急増に伴う通信網増強のためのコスト負担の在り方をどう考えるか。

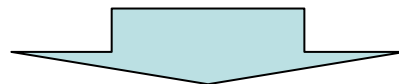


“ネットワークの中立性”の今後の検討の方向性

ネットワーク中立性の議論は、
端末レイヤーからコンテンツ・アプリケーションレイヤーに至る各レイヤーのインターフェースのオープン化や、各レイヤー間・レイヤー内のコスト負担の在り方という広範な検討課題。
ドミナント規制を含む接続政策や料金政策など相互に関連した問題を内包。



ブロードバンド基盤が整備された環境下(とりわけFTTHの普及によるP2P通信の爆発的増加)では、我が国が世界に先駆けて、ネットワークの中立性に係る具体的な問題に直面する可能性。



各レイヤーの市場参加者による検討の場を設置し、07年夏までに第一段階の検討を実施。

(当面の検討項目)

- IPトラヒックの将来動向の見通し
- IPトラヒックを把握する手法の在り方
- ピアリングやトランジットといった接続形態の把握
- ブロードバンド利用料金の在り方

などを総合的に検証。

(第二フェーズの検討)

- NTT東西における次世代ネットワークの構築に対応した競争ルールの整備
- 端末レイヤーにおける競争促進
- 料金政策の検証 などの進捗状況などとともに、第二フェーズの検討に入っていく。

携帯端末市場における競争促進 (販売奨励金の見直し)

現行ビジネスモデルの問題点

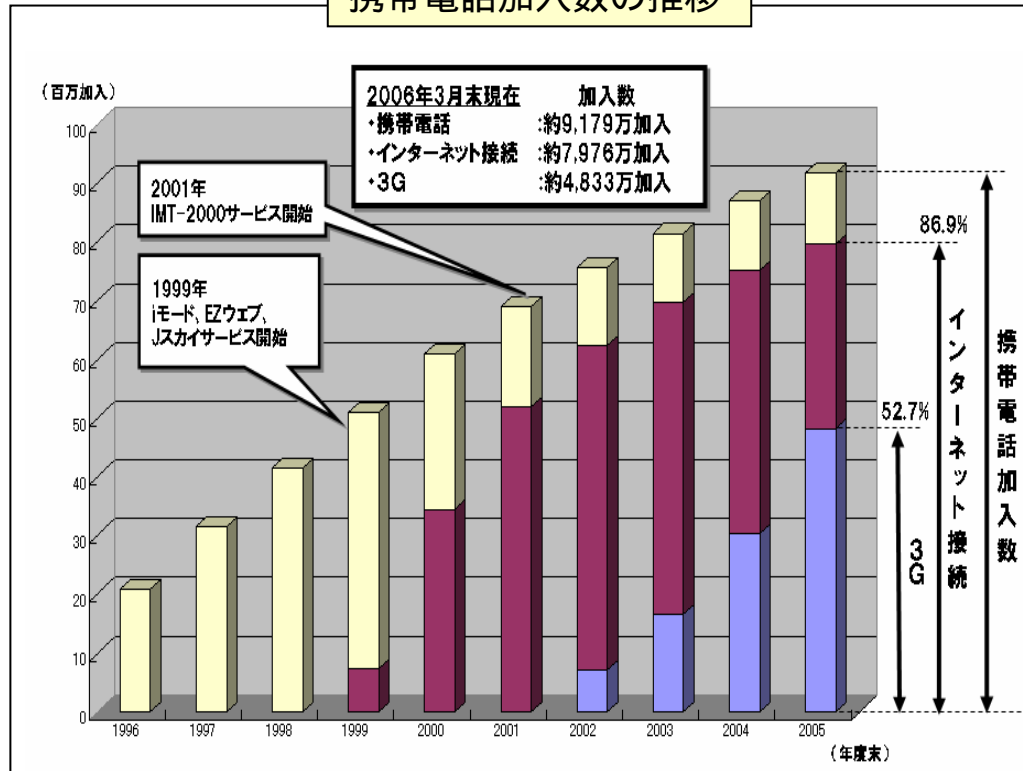
- 1) 携帯端末市場の成熟化
移動通信市場の垂直統合モデルは、閉鎖型から開放型に転換を図る必要。
- 2) 携帯端末市場における国際競争力
ベンダーの自由な製品開発を可能にする環境整備が必要。
- 3) 利用者間の負担の公平性確保
頻繁に端末を買い換える利用者とそうでない利用者の負担の公平性の確保が必要。

概ね

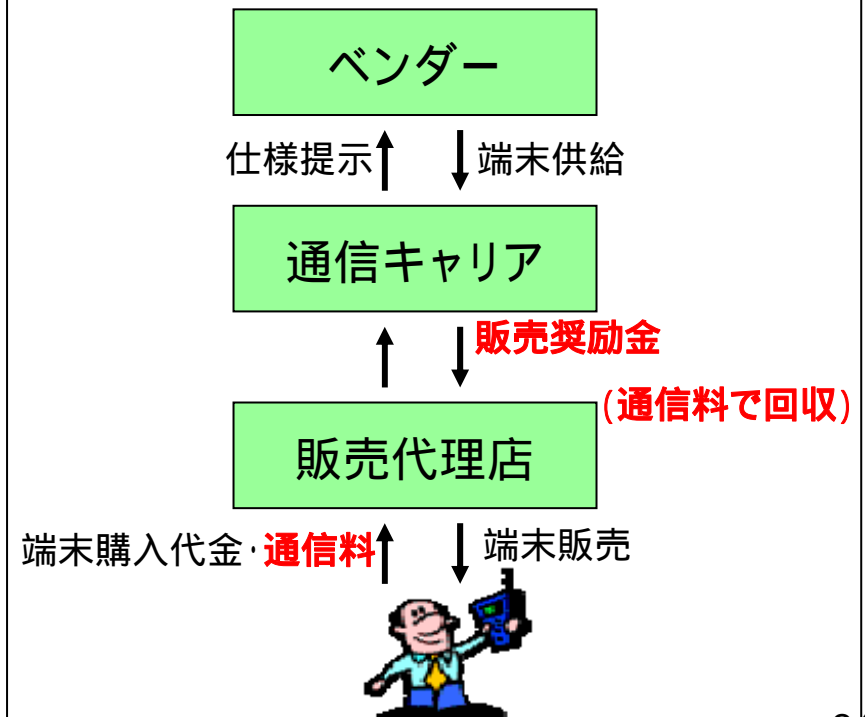
- 販売奨励金は4万円弱 / 台
 - 端末買換えサイクルは2年
- 奨励金はARPUの1 / 4に相当**

行政主導で強制力を有する競争ルール整備を第一の選択肢とすることは必ずしも適当ではない。
先ずは関係事業者の参画も得た形で検討の場を設け、07年夏頃を目途に結論を得ることが適当。

携帯電話加入数の推移



携帯電話のビジネスモデル



携帯端末市場における競争促進 (SIMロックの見直し)

問題意識

SIMロック…携帯端末のSIMカードの自由な着脱による端末利用ができない仕組み。
携帯端末の販売に係るコスト等を通話料金で回収するためには、この端末を一定期間使用し続ける必要があることに起因。
利用者利便の向上を図る観点から、SIMロックについても、一定の条件下で解除する方向で検討することが必要。

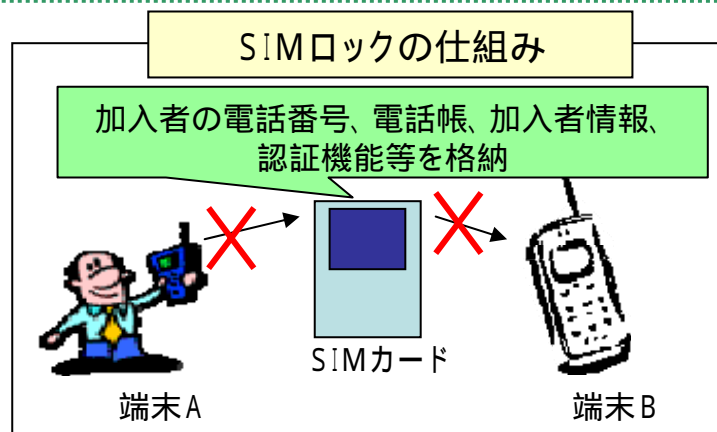
留意事項

- 1) 各事業者が実装しているISP機能(ポータル含む)利用に係るコンテンツ等の相互運用性の欠如
フルブラウザや無線LAN端末の普及によるインターネット接続の開放性
- 2) 複数の通信方式の存在 事業者ロックの解除(SIMカードの差し替えにより、MNOやMVNOのサービスを選択)

販売奨励金の見直しと併せて、
まずは関係事業者の参画も得た形で検討の場を設け、07年夏頃を目途に結論を得ることが適当。

(公正取引委員会の見解)

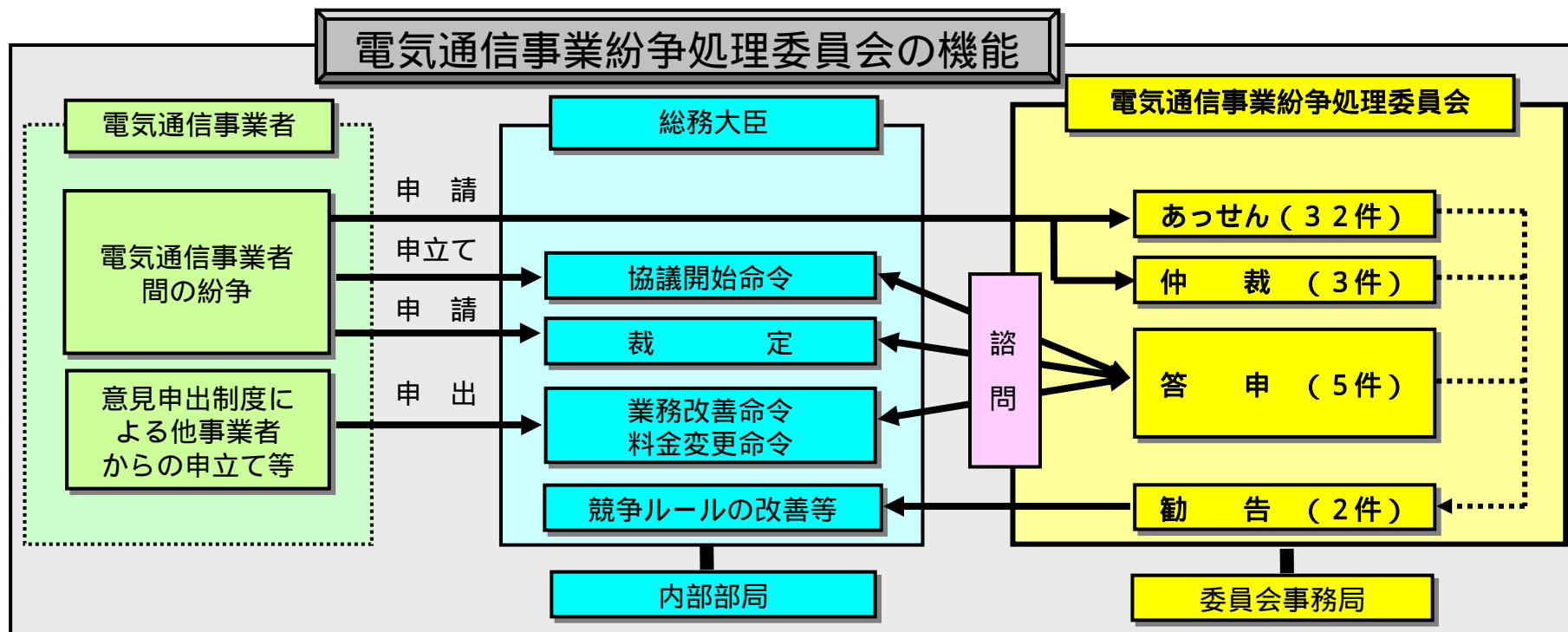
販売奨励金の廃止等について、一定の期限を設けて各通信事業者が販売奨励金の回収を予定しない料金メニューを作ることは料金の多様化につながるものであり、関係事業者の競争手段を制限するものでないことから、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。



紛争処理機能の強化

検討の方向性

1. 紛争当事者の範囲の柔軟な見直し(速やかに検討)
電気通信事業者と上位レイヤーの事業者(CP等)との間の紛争処理を取り扱う方向で見直しを行なう。
2. 紛争処理事案の範囲の見直し(速やかに検討)
電柱等の利用手続きの明確化や紛争事案のデータベース化を図る等の措置を講じるのに併せて、紛争処理委員会において、電柱添架手続き等に係る”あっせん”や”仲裁”を認める。
3. 意見申出制度の改善(06年度中を目途)
申出者の秘密保護に合理的根拠があると認められる場合には、当該申出者を特定できる情報を開示しない仕組みを導入。

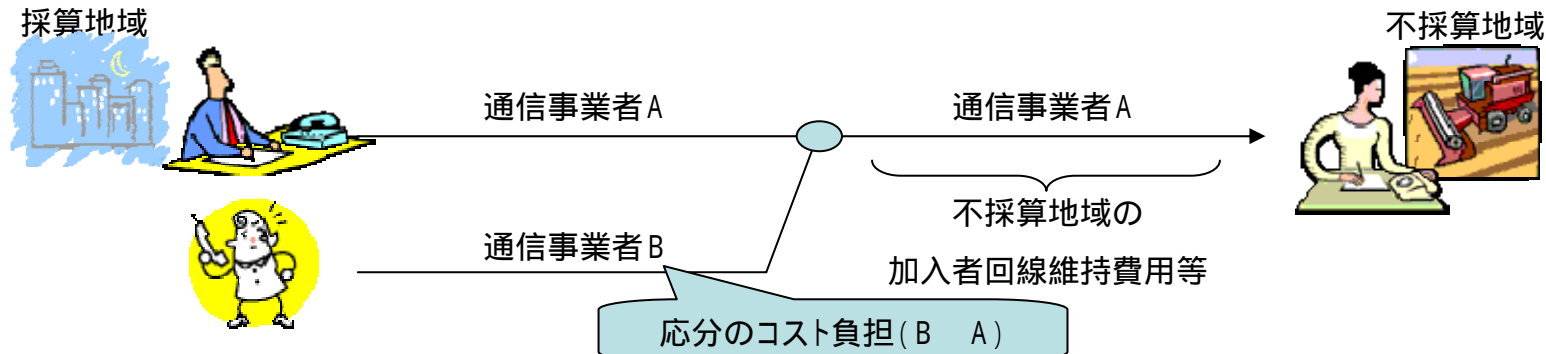


ユニバーサルサービス制度の見直し

制度趣旨

NTT東西が内部相互補助により確保してきた**ユニバーサルサービス**のコストを客観的ルールで算定し、ユニバーサルサービスの維持から受益している他の電気通信事業者も応分のコスト負担を行う制度。

加入電話サービス(加入者回線アクセス = 基本料相当部分)
第一種公衆電話サービス
緊急通報サービス(警察110番、消防119番、海保庁118番)



見直しの必要性

IP化の進展に伴うサービスの垣根、距離区分の喪失により、ユニバーサルサービスの対象範囲を具体的に定義し、制度を維持していくことは困難。

「ユニバーサルアクセス」の概念(ブロードバンドへのアクセスについて、地域間格差なく誰もが利用可能な条件で利用できる環境の維持)等について、今後更に検討を深めていくことが適当。

検討課題

- 1) モビリティのあるサービスの「あまねく提供」(universality)の要件
- 2) 複数サービスを制度の補填対象とすることによる補填額の増大を抑制するための要件
- 3) 料金の“低廉性”(affordability)の判断基準

10年度のプロードバンドゼロ地域解消(全国レベルでのプロードバンド基盤の整備完了)等を念頭に、09年段階で本格的に検討。

専門家で構成する検討の場を設け、具体的な論点の取りまとめや見直しに向けてのF/Sを行い、07年中に結果取りまとめ。

報告書(案)のポイント

電話網(PSTN)からIP網への移行過程を踏まえ、
2010年代初頭までの競争ルールの在り方について包括的なロードマップを提示。

(基本的考え方)

設備競争(facility based competition)とサービス競争(service based competition)の双方を推進。

(設備競争の促進)

NTT東西等の**線路敷設基盤の開放、新しい無線アクセス技術の導入**等を推進。

(サービス競争の促進-----ドミナント規制の見直し)

垂直統合型のビジネスモデルや市場統合に対応して**ドミナント規制を段階的に見直し。**

- 1) ボトルネック設備の定期的レビュー制度として”**競争セーフガード制度**”を整備(07年度実施)
- 2) NTT東西とその子会社等の**共同的・一体的な市場支配力の濫用防止**のための競争ルールの整備(速やかに検討着手)
- 3) 競争評価・市場画定に基づく**新しいドミナント規制の枠組みに移行**(10年までに実施)

NTT東西の**接続料の算定方法の在り方等を見直し。**

- 1) **電話接続料**-----07年中に結論(08~09年度の算定方法、10年度以降の算定方法を平行して検討)
- 2) **光ファイバ接続料**----NTT東西の申請を待って対処(見直しの際の要検討事項を包括的に整理)

接続会計制度(接続料算定の基礎)の見直しを検討。

NTT東西の**次世代ネットワークのオープン化のための接続ルール(開放義務、接続料等)**を策定。

(その他の公正競争環境整備)

垂直統合型ビジネスモデルに対応し、電気通信事業紛争処理委員会による**紛争処理機能を強化。**(速やかに検討)

ブロードバンド時代のユニバーサルサービス制度の在り方について検討。(07年中F/S、09年本格検討)

携帯事業のビジネスモデル(販売奨励金・SIMロック等)の在り方を検討。(07年夏頃目途に結論)

MVNOの新規参入促進のためのルール(ガイドライン)を整備。(06年中)

ネットワークの中立性(**network neutrality**)を確保するため、IPトラフィックの加速的増加に対応したコスト負担の公平性等を確保するための政策を総合的に推進。(検討の場を設置、07年夏までに一次検討)

政策アジェンダとして“新競争促進プログラム2010”の策定(リボルビング)を提言

“新競争促進プログラム2010”の位置付け

当面の措置

2010年代初頭

IPベースの次世代網構築が本格化

IPベースサービスが主流に

公正競争ルールの整備等

“新競争促進プログラム2010”

設備競争の促進

線路敷設基盤の開放促進
地方公共団体の光ファイバ網の開放促進
新しい無線系アクセス技術の導入促進

公正競争環境の整備

ドミナント規制の整備・見直し
NTT中期経営戦略に関連した公正競争環境の整備
次世代通信網等に係る接続ルールの整備
接続料(メタル・光)の算定方法の見直し
MVNOを含む移動通信市場の競争促進

その他の主要施策

端末レイヤーにおける競争促進
ユニバーサルサービス制度の見直し
紛争処理機能の強化

PDCA方式による
進捗状況の検証・公表と
プログラムの
リボルビング

総合的な検証

NTTの組織問題

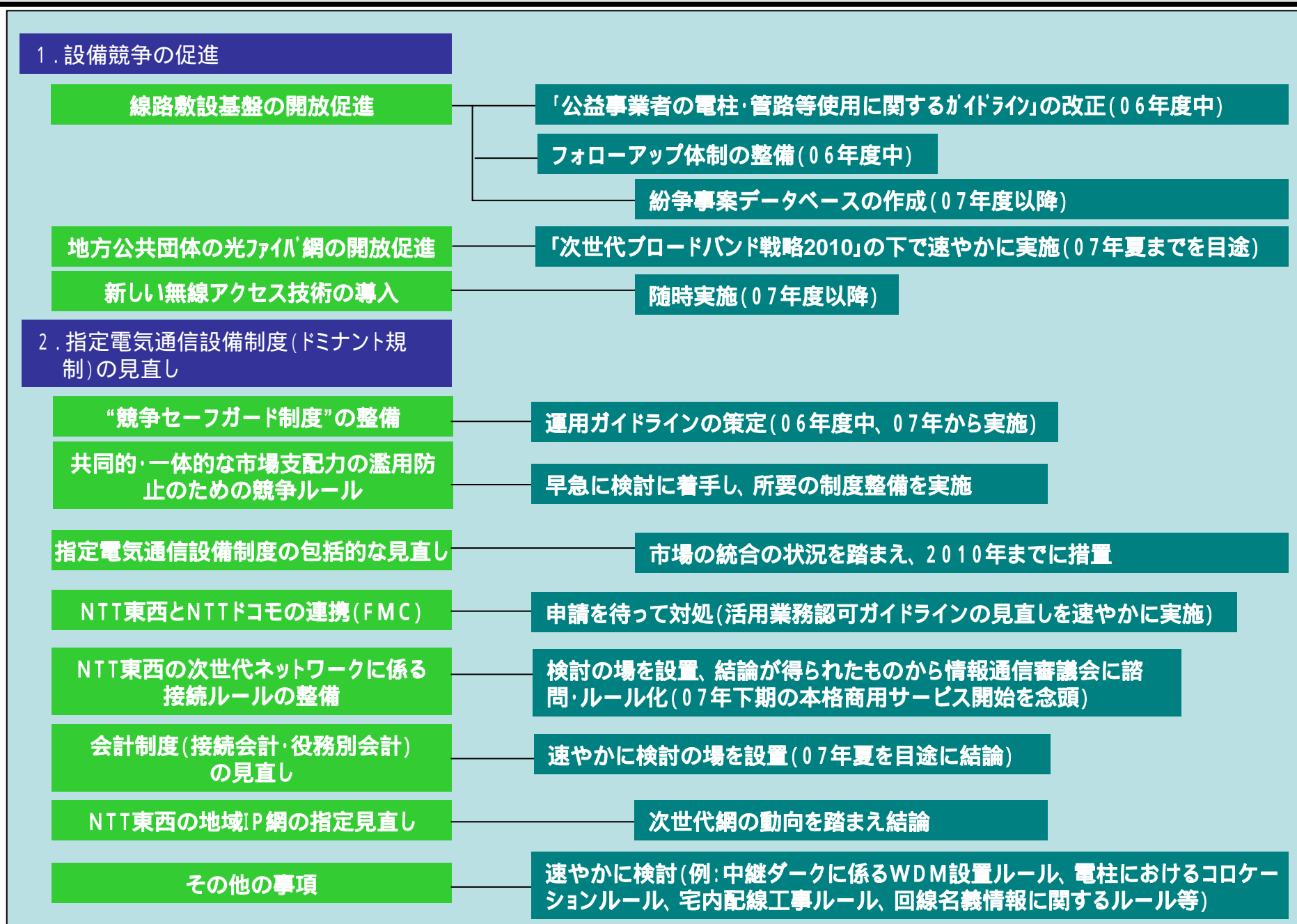
ブロードバンドの普及状況や
NTTの中期経営戦略の動向
などを見極めた上で、
2010年の時点で
検討を行い、
その後速やかに結論を得る。

通信と放送に関する 総合的な法体系

2010年までに結論

通信と放送に関する総合的な法体系 早急に検討に着手

新競争促進プログラム2010(骨格)



3. NTT東西の接続料の算定方法の見直し	
PSTN接続料の算定方法の見直し	情報通信審議会の審議を踏まえ、07年中に結論 (“~09年度”と“10年度以降”に分けて同時並行的に検討)
光ファイバ接続料の見直し	NTT東西の申請をまって検討
次世代ネットワークに係る接続料	07年下期の商用サービス開始を念頭に置いて速やかに結論
スタックテストに係る制度整備	関係規定の整備(06年度中)
その他の事項	速やかに検討(事後清算制度の見直し等)
4. 移動通信市場における競争促進	
MVNO事業化ガイドラインの見直し	06年中にガイドラインを改正
端末認証制度の見直し等	07年中に結論
携帯端末市場のビジネスモデル検証	07年夏頃を目途に結論(販売奨励金、SIMロック等)
5. 料金政策の見直し	
プライスカップ制度の見直し	次期適用期間(09年度)に向けて検討・結論 制度自体の見直し(ユニバーサルサービス制度の見直しに併せて実施)
新しい料金体系への対応	不適正事案に係るガイドラインの策定(適宜実施) 検討(利用者保護法制、標準的料金バスケットの開発)
6. ユニバーサルサービス制度の見直し	
7. ネットワークの中立性原則の検討(利用の公平性及びコスト負担の公平性)	速やかに検討着手(07年中にF/S実施、09年に本格検討・結論) 検討の場を設置(07年夏頃を目途に第一フェーズの検討)、これを踏まえ、第二フェーズの検討を実施。
8. 紛争処理機能の強化	
紛争当事者・紛争事案の範囲の拡大	所要の制度整備について検討
意見申出制度の改善	運用ガイドラインの策定(速やかに実施)
9. 市場退出ルールの見直し	
	06年度中を目途にガイドライン等を策定